

大和市選挙管理委員会 会議録

令和7年10月2日(木)

1. 本日の出席者

委員長 石井利宗
職務代理 村井三留
委員 前川賢治
委員 東宗男

2. 本日の事務局出席者

事務局長 大塚健太郎
次長 徳永英和
係長 大堀淳
主査 岸大輔

3. 議事日程

報告第9号 登録の移替えをしたことについて

議案第77号 選挙人名簿から抹消することについて

議案第78号 在外選挙人名簿から抹消することについて

議案第79号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第80号 在外選挙人名簿に登録しないことについて

議案第81号 住民投票資格者名簿から抹消することについて

議案第82号 住民投票資格者名簿の登録について

議案第83号 3分の1の数について

午前9時30分 開会

事務局長

定刻になりましたので、選挙管理委員会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況について、報告いたします。
本日は、全員出席でございます。

本日の会議でございますが、付議されております案件は、報告案件が 1 件、議案が 7 件となっております。

それぞれ、重要な案件でございますので、慎重な審議と意見交換をお願いいたします。

それでは、これから先の議事の進行につきましては、委員長をお願いいたします。

委員長

先ほど、報告がありましたとおり、本日の出席委員は、4人全員であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、令和7年10月2日、大和市選挙管理委員会を開会します。

議事日程は、お手元に配付した次第のとおりであります。

まず初めに、日程第1、報告第 9 号、「登録の移替えをしたことについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

報告第9号を朗読し、件数表の数を報告する。

「投票区間の異動でありますので、特殊なものはございません。」

委員長

事務局の説明が終わりました。

本件について、質疑、意見はございますか。

－質疑無し－

委員長	ないようですので、本件は報告案件につき、以上をもって終結します。
	次に、日程第2、議案第 77 号、「選挙人名簿から抹消することについて」を議題に供します。 事務局、説明をお願いします。
係長	議案第77号を朗読し、各抹消原因と人数について説明する。
委員長	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 本件について、質疑、意見はございますか。 ー各自議案を確認する。質疑はない。ー
委員長	質疑を終結します。 これより議案第 77 号、「選挙人名簿から抹消することについて」を採決します。 本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 ー全委員挙手する。ー
委員長	挙手全員であります。 よって、議案第 77 号は原案のとおり決定しました。 次に、日程第3、議案第 78 号、「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題に供します。 事務局、説明をお願いします。

係長 議案第78号を朗読し、抹消対象者について説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

－各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長 質疑を終結します。

これより議案第 78 号、「在外選挙人名簿から抹消することについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－全委員挙手する。－

委員長 挙手全員であります。

よって、議案第 78 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第4、議案第 79 号、「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長 議案第79号を朗読し、登録対象者について説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。
本件について、質疑、意見はございますか。

－各自議案を確認する。質疑はない。－

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 79 号、「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 79 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第5、議案第 80 号、「在外選挙人名簿に登録しないことについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

議案第80号を朗読し、登録しない者について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

委員長

この方が現在どこに居住しているかは分からないのですか。

事務局長

分かりません。

委員長

選挙管理委員会事務局では調査はしないのですか。

事務局長

こちらでは調査はいたしません。

―他に質疑はない。―

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 80 号、「在外選挙人名簿に登録しないことについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

―全委員挙手する。―

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 80 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第 81 号、「住民投票資格者名簿から抹消することについて」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

議案第81号を朗読し、抹消対象者や数について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

―各自議案を確認する。質疑はない。―

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 81 号、「住民投票資格者名簿から抹消することについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

—全委員挙手する。—

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 81 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第7、議案第 82 号、「住民投票資格者名簿の登録について」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

議案第82号を朗読し、登録対象者や数について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

前川委員

選挙人名簿とは違うのですか。

係長

仕組みが違います。

選挙権は満18歳以上の日本国民と公職選挙法で定められているのに対し、住民投票資格は大和市の住民投票条例で定められ、満16歳以上で外国籍の方も含みます。それに加え、大和市での居住要件や、日本国での居住要件も発生しますので、すべての要件に合致する方のみが対象となります。

東委員

住民投票資格者名簿の閲覧実績はどのようになっていますか。

事務局長

実際にまだ閲覧に来られた方はいらっしゃいません。

―他に質疑はない。―

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 82 号、「住民投票資格者名簿から抹消することについて」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

―全委員挙手する。―

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 82 号は原案のとおり決定しました。

次に、日程第8、議案第 83 号、「3分の1の数について」を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

係長

議案第83号を朗読し、3分の1の数について説明する。

委員長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件について、質疑、意見はございますか。

―各自議案を確認する。質疑はない。―

委員長

質疑を終結します。

これより議案第 83 号、「3分の1の数について」を採決します。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

－全委員挙手する。－

委員長

挙手全員であります。

よって、議案第 83 号は原案のとおり決定しました。

以上で、本日の委員会に付議された案件は、すべて終了しました。

続きまして、次第3「事務連絡」について、事務局から報告をお願いします。

係長

次回の委員会は11月10日(月)になります。
次回も出席をお願いします。

委員長

次に、次第4「その他」について、事務局からお願いします。

－特になし。－

委員長

以上で、本日予定されていた日程は、すべて終了しました。
これを持ちまして、令和7年10月2日 大和市選挙管理委員会を
閉会します。

午前10時20分 閉会